

ウクライナ避難民の来県支援を検討中のみなさまへ

兵庫県は、「ひょうごはウクライナとともに」のスローガンのもと、来県するウクライナ避難民に対して、様々な支援を行っています。

県営住宅の無償提供をはじめ、公民連携による物資・サービスの支援、日本語教育機会の提供等避難民の方々が安心して暮らしていただけるよう、国、市町や関係団体と緊密に連携しながら、みなさまに支援が行き渡るよう努めています。

このような中、一人の身元保証人が、面識のない方を含む多数の避難民を本県へ呼び寄せた結果、身元保証人として生活支援を継続することが困難となるといった事例が出てきています。

ご自身が身元保証人となり避難民を受入れる場合には、責任を持って来日当初の生活の立ち上げから、その後も継続的に生活支援ができるかどうかを、十分ご検討の上、査証申請手続き等を行っていただくようお願いいたします。

また、身元保証人になることはできない、または身元保証人が見つからない場合には、以下の機関へご相談ください。よろしくようお願いいたします。

【身元引受先がない場合の相談窓口】

■日本渡航の査証発給前の場合

- ・ 査証ホットライン又は、最寄りの在外公館（大使館や領事館）

https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular.html

*現在、キーウの在ウクライナ日本国大使館では、領事業務を行っておりません。

- ・ 外務省ビザ・インフォメーション

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/otoiawase.html>

■査証が発給されている場合

ウクライナ避難民ヘルプデスク

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/01_00254.html

大阪出入国在留管理局神戸支局（審査部門 078-391-6378、平日 9 時～16 時）

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/kobe/index.html>

(参考)

ひょうごウクライナ支援プロジェクト

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/ie22_ukraine.html